

改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎年事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)を公開することが義務付けられました。(法第23条第5項)このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(当該割合に小数点以下一位未満の端数を四捨五入する。)

作成日

令和8年6月29日

事業所名称	株式会社サポートシステム
事業所所在地	〒794-0813 愛媛県今治市衣干町3丁目2番5号
一般労働者派遣事業許可	派 38-300043

※2026年 年度報告(6月)の労働者派遣事業報告書に基づく。

対象期間:(令和6年8月1日~令和7年7月31日)

派遣労働者の数(派遣労働者以外は除く)	87	人
派遣先の実数(事業年度あたりの事業所数)	55	社
労働者派遣の料金(8時間あたり)の額の平均	14,392	円
派遣労働者の賃金(8時間あたり)の額の平均	8,998	円
マージン率	37.48%	%

※ マージン率に含まれるもの

社会保険料	雇用主負担 : 労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険
福利厚生費	雇用主負担 : 有給休暇、制服、業務に必要な機器・器具、駐車場代
教育研修費	雇用主負担 : 資格取得費、訓練における必要ツール
派遣元経費	雇用主負担 : 人件費、事務所賃借料、募集費用等の会社運営費

派遣労働者教育訓練に関する事項	派遣制度・採用時訓練・就業前訓練・安全衛生
労使協定の有無(労働者派遣法30条の4第一項)	有
労使協定の有効期間	2026年4月1日~2027年3月31日
上記労使協定の対象となる労働者の範囲	全ての派遣労働者
キャリアコンサルティングの相談窓口	無料相談出来ます。(0898)32-1616